

平成31年度
一般廃棄物処理実施計画



武蔵村山市

一般廃棄物処理実施計画

1 趣旨

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年武蔵村山市条例第14号。以下「条例」という。)に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものとする。

2 計画期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 計画対象区域

武蔵村山市域

4 一般廃棄物の種類及び分別区分

一般廃棄物処理基本計画において「燃やせるごみ」を「可燃ごみ」、「燃やせないごみ」を「不燃ごみ」、「容器包装プラスチック」を「容プラ」と表記しているため、本計画も統一して同様に表記することとする。

- (1) 可燃ごみ (生ごみ、紙くず、繊維くず、落葉、板きれ、紙おむつ等)
- (2) 不燃ごみ (ゴム製品、瀬戸物、ガラス、バケツなどのプラスチック製品等)
- (3) 不燃性資源物
 - ア ライター
 - イ びん
 - ウ 有害物 (蛍光管、電球、乾電池、水銀体温計)
 - エ 缶 (缶類・スプレー缶等)
 - オ 金属 (なべ、やかん、フライパン等の金属類等)
 - カ 容プラ
 - キ ペットボトル
 - ク 靴、かばん、ベルト
 - ケ 発泡スチロールトレイ
- (4) 可燃性資源物
 - タ 古紙 (新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙、牛乳パック)
 - チ 布 (シーツ、毛布、衣服、下着、水着、靴下、ストッキング、帽子等)
 - ツ 剪定枝
 - テ ぬいぐるみ
- (5) 使用済小型電子機器等 (電話機・携帯電話、ポータブルカーナビ、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、補聴器、USBメモリ等記憶装置、ヘッドホン、電子辞書、電卓、電子血圧計、フィルムカメラ、理容用機器 (ヘアードライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電動歯ブラシ)、照明器具、腕時計、ゲーム機、ケーブル (充電器、ACアダプター等))
- (6) 粗大ごみ (家具・建具、布団、自転車等)
- (7) 動物の死体
- (8) し尿
- (9) 浄化槽汚泥

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び収集形態

一般廃棄物の種類		曜日	収 集 区 域	集積所数	
可燃ごみ (週2回収集)	月・木		(C)本町・中藤・中央・神明	727	
			(D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎	1,088	
			(F)村山団地 6～8,12～14,21～22,24～32,42～44,1101～1118,1128～1133	65	
			(H)学園3	102	
	火・金		(A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2	785	
			(B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤3	611	
			(E)村山団地 33,41,45～50,70～82,1119～1127	46	
			(G)大南4,5	181	
不燃ごみ (4週に1回収集)	月		(A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2 (E)村山団地 33,41,45～50,70～82,1119～1127	831	
	火		(D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎 (F)村山団地 6～8,12～14,21～22,24～32,42～44,1101～1118,1128～1133	1,153	
	木		(B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G)大南4,5	792	
	金		(C)本町・中藤・中央・神明 (H)学園3	829	
不燃性資源物	ライター・びん・有害物 (4週に2回収集)	月		(B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G)大南4,5	792
		火		(C)本町・中藤・中央・神明 (H)学園3	829
		木		(A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2 (E)村山団地 33,41,45～50,70～82,1119～1127	831
		金		(D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎 (F)村山団地 6～8,12～14,21～22,24～32,42～44,1101～1118,1128～1133	1,153
	缶・金属 (4週に2回収集)	月		(B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G)大南4,5	792
		火		(C)本町・中藤・中央・神明 (H)学園3	829
		木		(A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2 (E)村山団地 33,41,45～50,70～82,1119～1127	831
		金		(D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎 (F)村山団地 6～8,12～14,21～22,24～32,42～44,1101～1118,1128～1133	1,153
	容プラ・ペットボトル (4週に3回収集)	月		(A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2 (E)村山団地 33,41,45～50,70～82,1119～1127	831
		火		(D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎 (F)村山団地 6～8,12～14,21～22,24～32,42～44,1101～1118,1128～1133	1,153

		木	(B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤 3 (G)大南 4,5	792
		金	(C)本町・中藤・中央・神明 (H)学園 3	829
	靴・かばん・ベルト(週1回収集)	水	市 内 全 域	3605
可燃性資源物	古紙・布・剪定枝・ぬいぐるみ(週1回収集)	水	市 内 全 域	3605

※集積所数は、平成 31 年 1 月 1 日現在の数値

6 基本方針を達成するための施策

基本方針	基本的な施策	
	項目	具体的取組
基本方針1 リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進	(1) 3つのRの促進に関する普及啓発 ※3つのR: 不用物になる前の対策である「リフューズ・リデュース・リユース」のこと。	① 3つのRを実践する意義と必要性の普及啓発
		② 過剰包装の抑制を促進する普及啓発
		③ 再利用できる商品の利用を促す普及啓発
	(2) レジ袋の削減	① マイバック持参の普及啓発
		② 販売店への要請
	(3) 生ごみの減量	① 食品ロス削減のための普及啓発
		② フードドライブの実施
		③ 飲食店へ小盛メニューを作る等の働きかけ
		④ 水切りの徹底
		⑤ 生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」のモニター事業実施
		⑥ 生ごみ処理機器購入補助制度の普及啓発
	(4) 製造・販売事業者への要請	① 再使用容器などの利用の促進
		② 市民に対する販売事業者の取組の周知
		③ 国や都を通じた製造事業者への要請
	(5) 家庭ごみ有料化の導入	① 家庭ごみ有料化の導入に向けた課題などの検討
		② 家庭ごみ有料化の導入に向けた市民アンケート調査の実施
		③ 家庭ごみ有料化の導入に向けた基本方針の策定
基本方針2 リサイクル(資源化)の推進	(1) 分別の周知	① リサイクルの必要性の周知
		② 分別区分の周知
		③ 排出方法の周知
		④ リサイクルされたものの再利用方法や効果の周知
	(2) 資源回収の拡充	① 資源回収奨励金制度の周知による拡充
		② 拠点回収の拡充の検討
		④ 資源化品目の拡大の検討
		⑤ 事業者と連携した使用済小型電子機器資源化の推進

		⑥3 市及び小平・村山・大和衛生組合にて分別方法の統一
	(3)排出事業者への要請	①事業系廃棄物の排出状況の把握 ②大規模事業所への指導
	(4)販売事業者への要請	①店頭回収の要請
	(5)再生品の利用の推進	①再生品を利用する意義や販売店に関する情報の提供 ②再生品を取り扱うよう販売事業者への啓発
	(6)資源物抜取り防止	①パトロールの強化 ②警察との連携
基本方針3 適正処理の推進	(1)適正排出の推進	①廃棄物減量等推進員による指導
		②収集現場での警告シールの貼付
		③集積所における排出指導
		④集積所の美化
		⑤集合住宅の管理者に対する排出指導
		⑥一定規模以上の開発への保管場所設置の義務付け
	(2)事業系ごみの適正排出の徹底	①一般廃棄物処理業者への委託の促進
		②指定収集袋での排出徹底
		③事業系ごみ処理手数料の適正化の検討
		④小平・村山・大和衛生組合と連携した搬入物調査の実施
	(3)適正な収集体制の維持	①高齢者・障がい者世帯のごみ収集の検討
		②戸別収集の導入に向けた課題などの検討
		③戸別収集の導入に向けた市民アンケート調査の実施
		④戸別収集の導入に向けた基本方針の策定
		⑤委託業者への要請
	(4)処理困難物への対応	①事業者による回収の周知
		②市で収集しない廃棄物の処理ルートを紹介
		③国や都を通じた要請
	(5)不法投棄対策	①市民・事業者への意識啓発
②不法投棄対策に係る警察等関係機関との連携		

		③不法投棄監視対策強化学業の試行・検証
	(6)資源物中間処理施設の整備	①資源物中間処理施設の稼働 ②容プラ及びペットボトルの共同処理開始
	(7)(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の整備	①(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の整備 ②(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設における資源化の検討
	(8)(仮称)新ごみ焼却施設の整備	①施設整備に関する検討 ②広域支援に関する調整 ③環境への配慮
	(9)リサイクル施設の検討	①リサイクル施設の整備について検討
	(10)最終処分量の削減	①東京たま広域資源循環組合への搬入量の削減
	(11)災害時の対応	①災害廃棄物処理計画の推進 ②民間事業者との連携 ③都・他自治体との連携
基本方針4 市民・事業者・市の協働	(1)普及啓発手法の活用	①ごみ情報誌
		②市報
		③ホームページ
		④ごみ分別アプリ
		⑤フェイスブック・ツイッター
		⑥イベント
	(2)市民・事業者・市の双方向の情報交換	①廃棄物減量等推進審議会の運営
		②廃棄物減量等推進員との意見交換
		③市民・事業者とのネットワークづくりの検討
	(3)環境教育・学習の実施	①小学校4年生を対象とした副読本の作成
		②出前講座の実施
		③環境フェスタの実施
		④環境学習プログラムの充実に向けた調査研究
		⑤体験学習の要素を取り入れた環境学習プログラムの検討
		⑥ごみ処理施設見学会の実施
		⑦環境啓発機能(プラザ機能)の検討

(4)国・都・他自治体との連携	①小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携
	②国や都、他自治体との連携
	③国や都を通じた事業者への要請
(5)市での率先的な取組	①4Rの率先した取組
	②再生品の積極的な利用

7 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

※発生量＝処理量

ごみ総発生量		20,721t	
ごみ	ごみ	15,530 t	
	可燃ごみ	収集ごみ	14,270 t
		持込ごみ	12,071 t
	不燃ごみ	持込ごみ	2,199 t
		不燃ごみ	920 t
	粗大ごみ	収集ごみ	915 t
		持込ごみ	5 t
	粗大ごみ	収集ごみ	340 t
		持込ごみ	316 t
	粗大ごみ	持込ごみ	24 t
		資源物	5,191 t
不燃性資源物	(缶、金属、びん、靴、かばん、ベルト、容 ラ、ペットボトル、ライター)	1,954 t	
可燃性資源物	(紙類、布類、せん定枝、ぬいぐるみ)	2,609 t	
有害物		27 t	
集団回収	(紙類、布類、鉄類、アルミ類、びん類、ペッ トボトル)	601 t	
動物の死体		280 体	
し尿、浄化槽汚泥		161 kℓ	
し尿		131 kℓ	
浄化槽汚泥		30 kℓ	

8 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者

一般廃棄物の種類	収集方法	収集の主体	処理の方法及び処理主体	市民及び事業者の協力義務
<p>市民の日常生活から排出される一般廃棄物（家庭ごみ） ※可燃性資源物以外</p>	<p>5 分別収集で実施する。 ①可燃ごみは週 2 回の定期収集。 ②不燃ごみは4週に1回の定期収集。 ③容プラ・ペットボトルは4週に3回の定期収集。 ④③以外の不燃性資源物のうち、靴、かばん、ベルトは週1回の定期収集、缶・金属及びライター・びん・有害物は隔週1回の定期収集。</p>	<p>市長（収集運搬業務受託者による）。</p>	<p>①可燃ごみについては、小平・村山・大和衛生組合にて焼却し、焼却灰を東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化する。 ②不燃ごみについては、破砕等の中間処理を行い、適正に資源化処理が可能な業者へ資源化処理委託を行う。 ③容プラ・ペットボトルについては、リサイクルセンターにて選別後、資源物中間処理施設に搬入し、処理を行い、再商品化委託をする。 ④③以外の不燃性資源物については、武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。 なお、ライター及びスプレー缶等、有害性資源物については、適正に資源化処理のできる業者に資源化処理委託をする。</p>	<p>①必ず市が指定する分別方法で分別を行うこと。 ②発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することで、減量に努めること。 ③透明又は半透明の袋を使用すること。 ④収集日の朝、8時までに決められたごみ集積所へ出すこと。</p>
<p>可燃性資源物 古紙、布、せん定枝、ぬいぐるみ</p>	<p>8 分別収集で実施する。 週1回の定期収集。</p>	<p>市長（収集運搬業務受託者による）。</p>	<p>武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。</p>	<p>①必ず市が指定する分別方法で分別を行うこと。 ②発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することで、減量に努めること。 ③透明又は半透明の袋を使用若しくはひもで束ねて排出すること。 ④収集日の朝、8時までに決められたごみ集積所へ出すこと。 ⑤雨天等の場合は、極力次の週に出すこと。</p>

粗大ごみ	<p>収集は、随時申込みにより行う。</p> <p>①特定家庭用機器再商品化法の対象となるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機及び資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくパーソナルコンピュータの収集は行わない。</p> <p>②製造事業者及び輸入事業者の自発的なリサイクルシステムの稼動に伴い、原動付自転車を含まないオートバイの収集は行わない。</p>	市長（収集運搬業務受託者による）。	<p>小平・村山・大和衛生組合にて焼却、破砕等の中間処理を行い、焼却灰は東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化、その他は適正に資源化処理が可能な業者へ資源化処理委託を行う。</p> <p>なお、鉄資源として回収できるものは、収集後、分別し、売却している。</p> <p>また、小型家電として、売却できるものについては、小平・村山・大和衛生組合にて分別し、売却。</p>	<p>①粗大ごみの申込み及び排出は計画的に行うこと。</p> <p>②原則として、敷地内の目に付くところへ、運びやすいように整理し、品目ごとに定められた廃棄物処理券を貼付して排出すること。</p> <p>③電化製品等の買換え等の場合は、業者に引き取らせること。</p>
事業系一般廃棄物	<p>事業者が自らの責任で行うもののほか、市が収集運搬をする小規模事業者は、市の指定する事業系一般廃棄物収集運搬袋での定期収集を実施する。なお、可燃性資源物及び③、④以外の不燃性資源物、粗大ごみは、収集運搬しない。</p> <p>①可燃ごみは週 2 回の定期収集。</p> <p>②不燃ごみは 4 週に 1 回の定期収集。</p> <p>③容プラ・ペットボトルは 4 週に 3 回の定期収集。</p> <p>④缶・金属及びライター・びん・有害物は隔週 1 回の定期収集とする。</p>	排出事業者、収集運搬許可業者又は市長（収集運搬業務受託者による）。	<p>事業者自らの責任で行うもののほか、市で収集運搬をする場合は収集区分ごとに以下のように処理する。</p> <p>①可燃ごみについては、小平・村山・大和衛生組合にて焼却し、焼却灰を東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化する。</p> <p>②不燃ごみについては、破砕等の中間処理を行い、適正に資源化処理が可能な業者へ資源化処理委託を行う。</p> <p>③容プラ・ペットボトルについては、リサイクルセンターにて選別後、資源物中間処理施設に搬入し、処理を行い、再商品化委託をする。</p> <p>④缶・金属及びライター・びん・有害物については、武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。</p> <p>なお、ライター及びスプレー缶等、有害性資源物については、適正に資源化処理のできる業者に資源化処理委託をする。</p>	<p>①業者が自ら小平・村山・大和衛生組合へ持ち込む場合は、可燃ごみ、不燃ごみごとに区分する等市の指示によること。</p> <p>②市へ収集運搬を依頼する場合は、事業系一般廃棄物指定収集袋を使用し、決められた収集日の朝、8時までに、申請した集積所に排出すること。</p> <p>③発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することで、減量に努めること。</p>

資源物 (拠点回収)	市内に設置してある拠点回収ボックスから収集。 拠点設置数 発泡スチロールトレイ：49箇所 牛乳パック：9箇所 ペットボトル：54箇所 乾電池：26箇所 使用済小型電子機器等：8箇所 ※収集回数は、委託仕様書等の定めるところによる。	市長（収集運搬業務受託者による）。 なお、乾電池は、市職員が収集を行う。 また、使用済小型電子機器等は、市職員が回収し、リサイクルセンターで保管。	武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。 なお、有害性資源物については、適正に資源化処理のできる業者に資源化処理委託をする。 また、使用済小型電子機器等については、適正に資源化処理できる業者に資源化処理委託をする。	①発泡スチロールトレイ、牛乳パック、ペットボトルは、洗って、乾かして（牛乳パックは開いて）出すこと。 ②ペットボトルは、キャップ及びラベルをはずして出すこと。 ③使用済小型電子機器等のうち、個人情報があるものは削除し、電池があるものは取り外して出すこと。
動物（犬、猫等）の死体	所有者がいるものは、市の指定した場所へ廃棄物処理券 2,600円分を貼付して持ち込む。 所有者が不明なものは、市長が収集する。	市長（収集運搬業務受託者による）。	小平・村山・大和衛生組合で一時保管をし、その後、動物専門の火葬場で火葬等を行う。	①飼い犬の死亡の場合は、蓄犬登録に係る手続を行うこと。 ②所有者不明のものを路上等で発見した場合は、市へ連絡すること。
資源物 (集団回収)	登録団体が自らの責任で行う。	資源回収奨励金団体登録されている者	登録団体が自らの責任で資源引取り業者に持ち込む又は当該団体と契約した資源引取り業者が回収を行い、引取り業者が適正に資源化する。	①資源回収奨励金の交付を受けようとする者は、回収した資源物の内訳等を市に申請すること（60日以内又は3月31日のうち、いずれか早い方）。
し尿	収集は、随時申込みにより行う。	市長（収集運搬業務受託者による）。	湖南衛生組合にて処理をする。	①公共下水道区域内の建築物の所有者は、その便所の公共下水道接続を行うこと。 ②便槽内に異物を投入しないこと。 ③便槽内に雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥	浄化槽の占有者又は管理者等と浄化槽清掃業及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を受けた業者との直接契約による。	浄化槽清掃業及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を受けた業者	湖南衛生組合にて処理をする。	①公共下水道区域内の建築物の所有者は、その浄化槽の公共下水道接続を行うこと。 ②常に適切な維持管理を怠らないよう心がけ、清掃の時期を逸しないよう留意すること。

(2) 条例第31条の2第1項の所定の場所は、次のとおりとする。

ア 決められたごみ集積所 原則としてそれを利用しようとする市民等が協議して位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所をいい、それを利用しようとする市民等は、看板の設置その他の方法により集積場所であることを表示又は周知し、周辺環境保持のため清掃等を行うものとする。ただし、決められたごみ集積所の表示が困難な場合又は表示の必要がない場合は、この限りでない。

イ 拠点回収ボックス 市が資源物の排出の利便性を確保し、資源物のより一層の回収とごみの減量の

推進を図るため、市内の公共施設及びリサイクル協力店などに設置した、発泡スチロールトレイ、ペットボトル、牛乳パック、乾電池及び使用済小型電子機器等の回収ボックスとする。

- (3) 条例第31条の2第1項の市長が指定する者は、市から一般廃棄物処理計画に定める資源物の収集又は運搬業務を受託した者とする。

9 一般廃棄物処理施設に関する事項

(1) 中間処理施設概要

ア 小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設

区 分	内 容
施 設 名 称	小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設(3号炉、4・5号炉)
所 在 地	小平市中島町2番1号
建 設 年 月	3号炉：昭和50年3月(竣工)、4・5号炉：昭和61年11月(竣工)
炉 型 式	全連続燃焼式
処 理 方 法	ストーカ式
処 理 能 力	3号炉：150t/日、4・5号炉：105t/日×2炉
余 熱 利 用	足湯施設(こもれびの足湯施設、平成19年3月竣工)
冷 却 方 式	水噴射
通 風 方 式	強制(平衡)
防 塵 方 式	バグフィルタ
煙 突 高	3号炉：地上高59.5m、4・5号炉：地上高100m

イ 小平・村山・大和衛生組合粗大ごみ処理施設

区 分	内 容
施 設 名 称	小平・村山・大和衛生組合粗大ごみ処理施設
所 在 地	小平市中島町2番1号
建 設 年 月	昭和50年10月(竣工)
破 碎 型 式	横型回転式破砕機
処 理 能 力	75t/5時間
処 理 対 象 物	不燃ごみ・粗大ごみ
選 別 内 容	可燃・不燃・鉄・アルミ

ウ 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設

区 分	内 容
施 設 名 称	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設
所 在 地	東大和市桜が丘2丁目122番地の2
建 設 年 月	平成31年3月(竣工)
機 械 設 備 形 式	自動機械破袋
	自動機械選別、手選別
	フィルム+PPバンド掛け圧縮梱包方式
処 理 能 力	容プラ：17t/5時間、ペットボトル：6t/5時間
処 理 対 象 物	容プラ・ペットボトル

エ 武蔵村山資源リサイクルセンター

区 分	内 容
施 設 名 称	武蔵村山資源リサイクルセンター
所 在 地	武蔵村山市伊奈平二丁目 29 番地の 1
使用開始年月	平成 3 年 10 月
改 修 年 月	平成 13 年 11 月
設 備 内 容 及 び 処 理 能 力	選別設備(処理能力 20 t/日)
	破袋機(処理能力 28 t/日)
	磁選機(処理能力 4.97 t/日)
	アルミ選別機(処理能力 1.19 t/日)
	ペットボトル減容機(処理能力 2.1 t/日)

(2) 最終処分処理場概要

ア ニツ塚廃棄物広域処分場

区 分	内 容
施 設 名 称	ニツ塚廃棄物広域処分場
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
施 設 規 模	用地面積 約 59.1ha
	開発面積 約 33.3ha(埋立地 18.4ha 管理施設等 14.9ha)
	残存緑地面積 約 25.8ha
埋 立 容 量	全体埋立容量 約 370 万 ^m ³
	廃棄物埋立容量 約 250 万 ^m ³
	覆土容量 約 120 万 ^m ³
建 設 年 度	第 1 期 着工：平成 7 年度
	第 2 期 着工：平成 12 年度
埋 立 期 間	当初 平成 10 年から 16 年間の予定
	エコセメント化後 30 年以上延長予定

イ エコセメント化施設

区 分	内 容
施 設 名 称	エコセメント化施設
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地 (日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場内)
建 設 年 月	着工：平成 15 年 2 月 竣工：平成 18 年 7 月
処 理 能 力	焼却灰等の処理能力 約 300t(日平均)
生 産 能 力	エコセメント生産量 約 430t(日平均)
処 理 対 象 物	多摩地域 25 市 1 町のごみ焼却処理施設から排出される焼却灰及びニツ塚廃棄物広域処分場に分割埋立された焼却灰等

(3) 一般廃棄物処理施設の整備等に関する事項

- ① 平成31年4月1日から容プラ、ペットボトルについては、リサイクルセンターにて選別後、資源物中間処理施設に搬入し、中間処理を行う。
- ② (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(改訂版)に基づき、小平・村山・大和衛生組合の不燃・粗大ごみ処理施設の整備をする。
- ③ (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画に基づき、小平・村山・大和衛生組合のごみ焼却処理施設の整備をする。
- ④ ニツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設について東京たま広域資源循環組合においてその維持管理を実施する。
- ⑥ 平成30年4月1日から、小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行った後の不燃残渣は、民間処理施設に搬入し、資源化处理を行っている。

(4) 民間処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定により、以下の処理主体が存在する自治体に対して事前協議を行う。

① 家庭系廃棄物

対象区市町村	処理主体	一般廃棄物を処理する理由・目的	一般廃棄物の種類	排出量		搬入先
				月間量 (t)	年間量 (t)	
所沢市	長沼商事(株)	市町村のリサイクルの推進による処理	⑥(ライター)	0.28	3.36	長沼商事(株)
			⑥(スプレー缶等)	0.89	10.680	
北見市	野村興産(株)		⑥(有害物)	2.475	29.7	野村興産(株)
計				3.645	43.74	2社
寄居町	オリックス資源循環(株)	市町村のリサイクルの推進による処理	⑥(不燃性残査)	8.3	100	オリックス資源循環(株)

※ 寄居町への事前協議は、組合構成市を代表して小平・村山・大和衛生組合が行っている。そのため、排出量についても組合構成市(小平市、東大和市及び武蔵村山市)合計の数値である。

② 事業系一般廃棄物

対象区市町村	本市許可業者	一般廃棄物を処理する理由・目的	一般廃棄物の種類	排出事業者			搬入先
				事業者数(件)	月間量 (t)	年間量 (t)	
大田区	㈱遠藤商会	食品リサイクル法第11条第1項の登録を受けた登録事業者へ一般廃棄物を運搬し処理	⑤	14	3.72	44.64	㈱アルフォ
	相模原紙業(株)		⑤	1	1.1	13.2	
江東区	太誠産業(株)		⑤	11	3.27	39.24	太誠産業(株) 江東コンポスト工場
横浜市	太誠産業(株)		⑤	6	1.55	18.6	㈱Jバイオフードリサイクル
羽村市	(有)荒幡商事		②	1	6.9	82.8	㈱大進緑建
寄居町	相模原紙業(株)	市町村のリサイクルの推進による処理	①②③④	3	15.7	188.4	オリックス資源循環(株)
	太誠産業(株)		①②③④	29	16.68	200.16	
	比留間運送(株)		⑥その他(武蔵村山の一般家庭及び事業所より発生した適正処理困難物)	7	3	36	
			⑥(焼却灰)	1	10	120	
計				73	61.92	743.04	6社

一般廃棄物の種類 ①紙くず ②木くず ③繊維くず ④生ごみ ⑤食品循環資源(食り法) ⑥その他

(5) し尿処理施設

区 分	内 容
施 設 名 称	湖南衛生組合
構 成 市 町 村	武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市
所 在 地	武蔵村山市大南五丁目 1 番地
稼 働 年 度	昭和 38 年度
処 理 方 式	前処理希釈方式
処 理 能 力	し尿及び浄化槽汚泥 4.1 kℓ/日

10 一般廃棄物収集運搬許可業者

平成 31 年 1 月 1 日現在

	業 者 名	住 所
1	(有)村山清掃	武蔵村山市中央二丁目 1 2 3 番地の 1
2	高杉商事(株)	小平市上水本町四丁目 8 番 1 2 号
3	比留間運送(株)	武蔵村山市中央二丁目 1 8 番地の 3
4	(有)荒幡商事	武蔵村山市本町四丁目 1 2 番地の 6
5	相模原紙業(株)	神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目 1 8 番地 1 5 号
6	(株)エス・イーティ	埼玉県所沢市東所沢和田二丁目 3 2 番地 5
7	(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 6 2 7 番地 7
8	斎藤商事(株)	西東京市東伏見四丁目 9 番 1 0 号
9	丸順商事(有)	羽村市富士見平二丁目 1 番地の 1 4
1 0	太誠産業(株)	豊島区南池袋三丁目 1 4 番 1 1 号中町ビル
1 1	(株)表養樹園	武蔵村山市三ツ木一丁目 2 0 番地の 1
1 2	(有)常盤組	小平市天神町一丁目 3 番地 3 2 号
1 3	(有)小作物産	羽村市羽賀美三丁目 5 番 2 5 号
1 4	(株)アユミ・プラン	埼玉県所沢市三ヶ島一丁目 1 4 4 番地の 3
1 5	松浦商事(株)	立川市幸町三丁目 1 6 番の 1 号
1 6	藤谷産業(株)	西多摩郡日の出町平井 9 6 9 番地
1 7	(有)古川新興	府中市是政三丁目 6 5 番地の 1
1 8	(株)小川工営	小平市学園西町一丁目 3 7 番地 3 1 号
1 9	武蔵村山資源(有)	武蔵村山市伊奈平二丁目 2 9 番地の 1
2 0	(株)サン・エクスプレス	国分寺市並木町三丁目 7 番地 2
2 1	太田商事(株)	府中市四谷五丁目 1 3 番地 1 4 号
2 2	千葉企業(株)	東村山市富士見町五丁目 6 番地 2 4
2 3	(有)富商	武蔵村山市伊奈平二丁目 8 番地の 1
2 4	(株)光翔	武蔵村山市伊奈平一丁目 8 1 番地の 4
2 5	(株)古畑総合建装	西東京市ひばりが丘二丁目 1 1 番 2 9 号
2 6	エコ丸信(株)	武蔵村山市伊奈平二丁目 2 7 番地の 5
2 7	(株)ティーエムプランニング	武蔵村山市残堀一丁目 1 0 3 番地の 3
2 8	(株)五美清掃	西東京市北町五丁目 9 番 4 号
2 9	(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3 6 6 7 番地
3 0	(有)ミヤマ商会	羽村市羽東三丁目 1 2 番 8
3 1	(株)ECO・HIRUMA16	武蔵村山市中央二丁目 1 3 5 番地の 2
3 2	(株)日野衛生公社	日野市万願寺四丁目 2 4 番地の 7
3 3	(有)中川産業	立川市富士見町一丁目 2 番 6 号
3 4	福田商会	小金井市桜町二丁目 8 番 1 3 の 1 0 5 号(小金井市市営住宅)

11 一般廃棄物処分業許可業者

平成 31 年 1 月 1 日現在

	業 者 名	住 所
1	比留間運送(株)	武蔵村山市中央二丁目 1 8 番地の 3
2	武蔵村山資源(有)	武蔵村山市伊奈平二丁目 2 9 番地の 1

12 浄化槽清掃許可業者

平成 31 年 1 月 1 日現在

	業 者 名	住 所
1	(有)村山清掃	武蔵村山市中央二丁目 1 2 3 番地の 1

13 適正処理困難物

次の物については、市の処理施設において適正な処理を行えないため、適正処理困難物に定め、処理を行わない。

石	自動車部品	発電機
医療廃棄物（注射針等）	消火器	バッテリー
液体	焼却炉（耐火レンガ製）	発炎筒
LP ガスボンベ	シンナー	ピアノ
園芸用肥料	消毒剤	肥料
園芸用腐葉土	除草剤	ブロック
瓦礫（がれき）	水中ポンプ	ボイラー
瓦（かわら）	砂	ボーリングの玉
木（直径 40cm 以上）	石膏ボード	モーター（機械用）
金庫（耐火性）	ソーラーシステム	麻雀卓（電動式）
建築廃材	タイヤ（自動車）	物干し台（コンクリート部分）
コンクリート片	タイル	浴槽（ホーロー製品）
コンプレッサー	土	リヤカー
殺虫（菌）剤	農薬	レンガ
酸素ボンベ	廃油（ガソリン、オイル、灯油など）	ワイヤーロープ

※その他ごみ処理施設の能力を超えるもの

14 資源の有効な利用の促進のため処理を行わない物

次の物については、資源の有効な利用の促進を図るため、処理を行わない。

関 係 法 令 等	品 目
特定家庭用機器再商品化法	エアコン ・ マルチエアコン、室外機、ウインドタイプ テレビ ・ ブラウン管式テレビ、液晶式テレビ、プラズマ 式テレビ、チューナー分離型テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 ・ 冷蔵庫、ワイン庫（ワインセラー）、冷凍庫 洗濯機・乾燥機 ・ 洗濯機、洗濯乾燥機、衣類乾燥機
資源の有効な利用の促進に関する法律	家庭から廃棄されるパーソナルコンピュータ ・ デスクトップパソコン本体、ノートブックパソ コン ・ CRT ディスプレイ、CRT ディスプレイ一体型パソ コン ・ 液晶ディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型パ ソコン

15 自主取組による二輪車リサイクルシステムの活用

製造事業者及び輸入事業者の自発的なリサイクルシステムの稼動に伴い、原動機付自転車を含む使用済みオートバイは、粗大ごみとして収集を行わない。

平成 31 年度武蔵村山市一般廃棄物処理実施計画

発行年月	平成 31 年 4 月
発 行	武蔵村山市
編 集	武蔵村山市協働推進部ごみ対策課 〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市